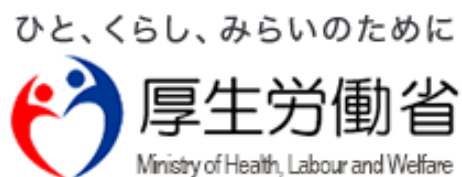


「しわ寄せ」防止に向けた業界団体等への働きかけについて

令和元年12月26日



業界団体等への働きかけ① 中小企業事業主への周知

○ 働き方改革関連法に関する説明会への中小企業庁職員の派遣

【厚生労働省・中小企業庁（8月～）】

- ・ 労働基準監督署が開催している中小企業向けの説明会に、中小企業庁や地方経済産業局の職員を派遣。
- ・ 「振興基準」の内容や、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する親事業者の行為について説明し、「しわ寄せ」の防止に向けた周知啓発を行っている。

<開催実績>

月	説明会数	うち、中企庁等が出席した数
8月以前	195回	20回
9月	142回	21回
10月	163回	21回
11月	183回	26回
合計	683回	88回

✓ 労働基準監督署における周知・支援

全ての労働基準監督署（321署）に**労働時間相談・支援コーナー**（相談窓口）を設置するとともに、特別チームを編成し、**労働時間相談・支援班**により、改正労基法等の説明会や個別訪問などのきめ細やかな相談・支援等を実施。

※ このほか、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士などの専門家による窓口相談対応や個別訪問による支援、セミナーの開催等を実施。



○ 都道府県労働局を通じた「振興基準」等の周知啓発【厚生労働省】

- ・ 都道府県労働局において、あらゆる機会を通じて、「振興基準」等の周知を実施（11月末日までに304回実施）。

業界団体等への働きかけ② 経営トップ層・経済団体等への直接要請等

○ 経営トップ等に対する直接要請等【事業所管省庁・中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会】

＜参考①参照＞

※ 事業所管省庁の幹部等が大企業等の経営トップが参加する総会などに出席し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないように、平成31年3月以降、1,057回の直接要請を実施（予定を含む）。

[内訳]経産省・中企庁459回、厚労省337回、国交省119回、農水省77回、林野庁23回、国税庁18回、総務省11回、水産庁10回、警察庁3回

※ 12月以降、政務参加による9ブロック10カ所での「取引適正化推進会議」（中小企業庁主催）において、事業所管省庁と連携し、地域の中核企業の経営トップ等に対し、「しわ寄せ」防止の働きかけを実施。

○ 下請Gメンヒアリングや事業所管省庁で把握した「しわ寄せ」事例等の共有等 ＜参考②参照＞

【中小企業庁・事業所管省庁】

※ 中小企業庁実施の下請Gメンヒアリングで把握した「しわ寄せ」事例（約100例）を、事業所管省庁へ共有。中小企業庁から、事業所管省庁に対し、これら情報等を端緒に、親事業者への指導や働きかけの実施を要請。

※ 業界団体から聴取した「しわ寄せ」事例（9例）／「しわ寄せ」改善事例（14例）について、事例集を策定。業界団体等を通じた周知徹底により、「しわ寄せ」防止に繋げていく。

○ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の実施 ＜参考③参照＞

【厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会・事業所管省庁】

※ 中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけ、集中的取組を実施。

○ 今後の取組方針

※ 令和2年4月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用を見据え、引き続き、関係省庁が連携し、経営トップや取引担当者など各層への働きかけ等を通じ、「しわ寄せ」防止に努める。



＜「しわ寄せ」防止特設サイト＞
キャンペーン月間中 約 8.3万 アクセス

参 考

<参考①> 業界団体等への働きかけ 経営トップ層・経済団体等への直接要請等

○ 経営トップ等に対する直接要請等

事業所管省庁・中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会が実施した直接要請等の取組は、2頁に記載した事項のほか、以下の取組も含まれる。

- ※ 梶山経済産業大臣が、業界団体との懇談会において「しわ寄せ」防止の働きかけを要請。
【経済産業省】
- ※ 都道府県労働局が、労働時間等設定改善法第2条第4項の取引上必要な配慮をするよう努めなければならないことに関する企業への要請を重点的に実施。：**1,501回（11月末日まで）** 【厚生労働省】
- ※ 公正取引委員会は、働き方改革関係の下請法違反行為に対して、指導のみならず勧告を行うなど厳正に対処するとともに、働き方改革関連の下請法等違反行為の事例集（平成30年5月公表）や実際に指導を行った実例（令和元年5月公表。下請法の運用状況の資料の一部。）といった資料を用いて、経団連、日商を始めとする経済団体や日弁連等に周知を実施。 【公正取引委員会】
- ※ 中小企業庁が主催する「下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー」に厚生労働省・公正取引委員会の職員が参加し、企業の取引担当者等に働きかけを実施。
【中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会】

月 日	下請取引適正化推進シンポジウム	月 日	下請取引適正化セミナー
10月16日	東京	11月5日	広島
10月18日	福岡	11月19日	仙台
10月28日	名古屋	11月28日	富山
11月1日	札幌	12月4日	高松
11月11日	大阪		

<参考②> 業界団体等への働きかけ 「しわ寄せ」事例／改善事例集の周知

- 働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」事例／「しわ寄せ」改善事例集（抜粋）

□ 「しわ寄せ」改善事例①

業界団体内でルールを作成した上で、広告主、広告会社及び広告制作会社が相互にスケジュール確認・予算確認等を行い、また、仕様変更等が生じた場合にもしっかりと協議を行い、適正な契約関係を維持している取組

<取組概要>

広告主の団体、広告会社の団体、広告制作会社の団体（2団体）の計4団体で円卓会議を行い、広告制作取引『受発注』ガイドラインや新しい働き方のための広告制作プロセスマネジメントハンドブックを発行し、長時間労働削減を前提とした受発注・スケジュール作りの普及啓発に努めている。

具体的には、発注時に受発注者双方でメールにてスケジュール等に関する「確認書」を取り交わし、スケジュール確認・予算確認を行う具体的なタイミングとしては、広告主－広告会社間ではオリエンテーション時、広告会社－広告制作会社間では企画の段階で確認を実施している。

<結果、親事業者等・下請等中小事業者のメリット>

広告主、広告会社、広告制作会社の3者で、スケジュール、予算、納品物などを明確にする気運と、無駄な作業を減らそうという当事者の意識は高まりつつある。また、広告効果の向上や労働時間の削減につながりつつある。

<参考②> 業界団体等への働きかけ 「しわ寄せ」事例／改善事例集の周知

- 働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」事例／「しわ寄せ」改善事例集（抜粋）

□ 「しわ寄せ」改善事例②

同一の納品先に複数の運送業者が到着し、順番に積み下ろし作業をする際の待機時間などが運送業界で大きな課題、その改善を図った取組

<取組概要>

納品先では、2階へ搬送する際に運搬用のエレベータを使用する必要があるが、他の業者と作業が重なる等の理由で荷物が滞留し、時間を要していたところ、納品先と交渉し、2階に到着する荷物を仮置き場に移動する人員を配置してもらうこととし、他の運送業者とも作業時間の重複を防ぐための時間帯の調整を行った。また、1階と2階に運搬する荷物が混在した状態で発送されていたが、荷主に対して、あらかじめ納品先の1階と2階に運搬される荷物を出荷時に分けてもらうよう依頼した。

<結果、親事業者等・下請等中小事業者のメリット>

これらの取組により、荷物の滞留を解消したほか、仕分け作業も削減することができ、2時間要していた納品の作業時間を1時間に短縮し、改善前と比較して40%弱の搬送時間削減を達成することができた。

<参考③> 業界団体等への働きかけ 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の実施

<「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の主な取組>

- ① 稲津厚生労働副大臣、厚生労働省幹部及び労働局幹部が、時間外労働の上限規制の適用を受ける大企業等に直接訪問し、「しわ寄せ」防止に向けた要請を実施。【厚生労働省】
- ② 宮本経済産業大臣政務官と業界団体との懇談会等を通じたしわ寄せ防止に向けた働きかけの実施。【経済産業省】
- ③ 11月15日付けで経済産業大臣及び公正取引委員会委員長連名の要請書を、親事業者約20万社及び関係事業者団体約1,100団体に送付。【中小企業庁・公正取引委員会】
- ④ 全国の日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会主催のセミナー（計12回）において、経済産業省から「しわ寄せ」への注意喚起及び未然防止の呼び掛けを実施。【経済産業省】
- ⑤ 厚生労働省及び労働局において、労使団体（約670団体）に「しわ寄せ」防止に向けた要請を実施。【厚生労働省】
- ⑥ ポスター（約1万3千部）・リーフレット（約21万2千部）による周知、「しわ寄せ」防止特設サイトの開設、インターネット広告の実施。【厚生労働省】
- ⑦ 中小企業庁及び公正取引委員会は、47都道府県において、下請取引適正化推進講習会を開催（全国62会場）し、下請法等違反行為の事例集や実際に指導を行った事例などを用いて周知を実施。【中小企業庁・公正取引委員会】